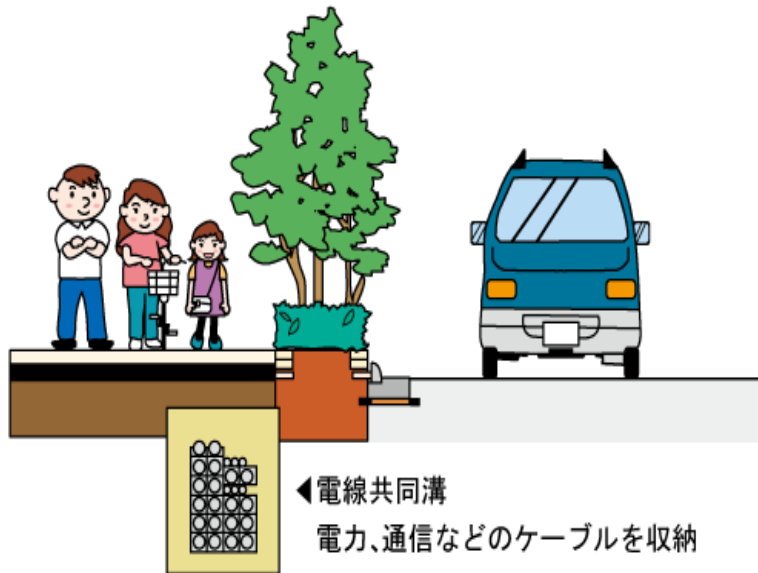


大阪国道事務所が管理している国道は、災害発生時に災害拠点病院等へのアクセスに必要な広域緊急交通路に指定されています。

電線共同溝を整備し無電柱化することにより、災害時における緊急輸送道路の確保、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の形成に向けたまちづくりを支援していきます。

電線共同溝とは

道路上の電線（電気や通信）を、まとめて地下に埋める施設です。



無電柱化推進のための新たな取り組み

- 1 道路の新設、拡幅等を行う際に同時整備を推進するとともに、併せて緊急輸送道路における新設電柱の占用が制限されます。

※道路法第37条による道路の占用制限

道路法第37条
(道路の占用の禁止又は制限区域等)
道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

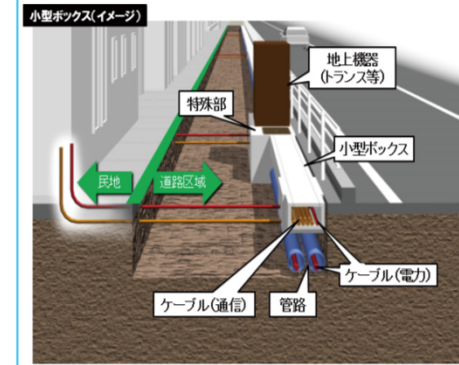
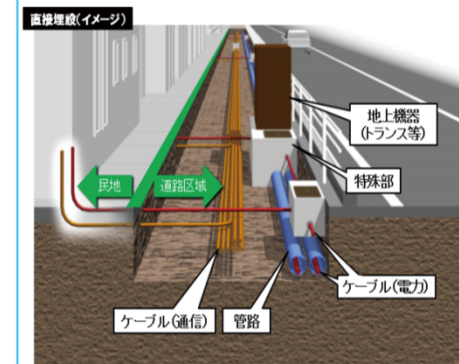
- 2 地上機器の民地への設置等地域の協力が得られる仕組みや、計画策定の際に地域の声が反映される仕組みを構築し、地域との連携を強化し、事業を推進します。

地上機器設置場所(大阪府池田市的事例)



- 3 直接埋設や小型BOX活用方式等低コスト手法の導入、及び普及促進の仕組みの構築に着手します。

低コスト手法の検討 出典:国土交通省ホームページより
無電柱化の推進(検討中の手法)

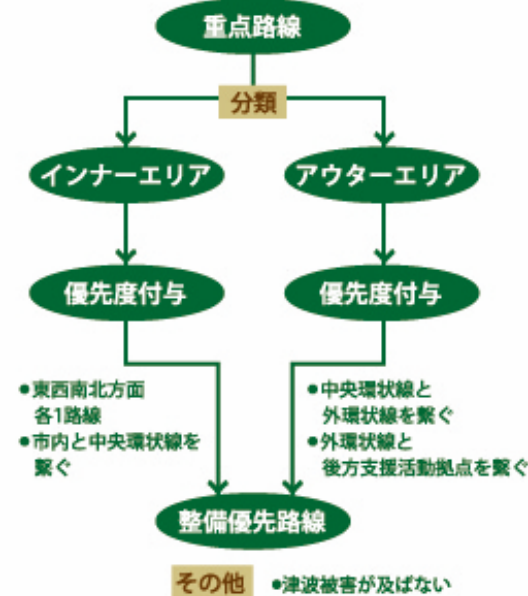


- 4 「電柱が無いことが常識」となるように国民の理解を深める情報発信を推進します。

電線共同溝整備状況

大阪府内の重点路線における整備方針(案)

整備優先路線の選定方法



整備優先路線のイメージ



※中央環状線を基準に内側を「インナーエリア」外側を「アウトターエリア」とする。

※上記の内容は大阪国道事務所として検討しているものであり、他の行政機関と調整した結果ではありません。

令和5年4月時点
大阪国道事務所管理
道路延長
194.2km
事業中
道路延長
33.4km



11月10日は「無電柱化の日」として、
平成26年11月10日に無電柱化プロジェクトにより制定されました。

11月10日は「無電柱化の日」。
電柱を見立てた「1」を「0」にするという願いのもと、平成26年に制定されました。
「景観・観光」「安全・快適」「防災」などさまざまな観点からの効果が期待される無電柱化。これからは「電柱が無い事が常識」となるよう無電柱化による美しく安全で快適なまちづくりを目指します。

主な事例 ■ 志紀南電線共同溝 (R5新規事業)

道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保等を図るため、国道25号志紀南電線共同溝において調査設計等を実施し、無電柱化を推進しています。

